

日本橋川沿いエリアのにぎわい支援事業補助金交付要綱

令和 5 年 6 月 2 0 日

5 中 都 再 第 6 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、日本橋川沿いエリアにおいて、日本橋上空の高架橋撤去が完了する予定の令和 22 (2040) 年度まで各事業の工事が連続的かつ長期的に進行していくことから、地元による催事、イベント等の取組に係る費用の一部を予算の範囲内で補助することにより、工事期間中においてもまちのにぎわい創出を図ることを目的とする。

(補助対象者)

第 2 条 補助金の交付を受けることができる団体(以下「補助対象者」という。)は、中央区の区域内(以下「区内」という。)に事務所等の活動拠点を有する団体であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 日本橋川水辺空間の整備推進に関する連絡会設置要綱(令和 4 年 5 月 3 0 日 4 中都再第 7 号)に規定する日本橋川水辺空間の整備推進に関する連絡会の構成団体(首都高速道路㈱及び関係行政機関は除く。)

(2) 日本橋地域の町会及びこれらの連合組織

(3) 商店街連合会に属する日本橋地域の団体

(4) 前 3 号に掲げるもののいずれか 1 つ以上が構成員となる地域団体等であって、次のア及びイのいずれにも該当するもの

ア 組織的な活動を行うための規約、会則等を有していること。

イ 独立した会計を行っていること。

2 補助対象者が複数の場合については当該補助対象者のうち、1 の団体が代表となる。

3 前 2 項の規定にかかわらず、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助対象者としなない。

(1) 国及び地方公共団体並びにこれらが出資する団体

(2) 中央区暴力団排除条例(平成 2 4 年 3 月中央区条例第 8 号)第 3 条第 1 号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は同条第 2 号に規定する暴力団員若しくは同条第 3 号に規定する暴力団関係者に該当するものが所属する団体(これらの団体が構成員となる実行委員会等を含む。)

(補助対象事業)

第 3 条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、補助対象者が事業主体となって実施する別図に示す日本橋川沿いエリアのにぎわい醸成に資する事業であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 地域の魅力発信等を目的とした短期間の催事又はイベントの実施に関するもの
- (2) 仮囲いの装飾、パネル展示等おおむね4か月以上の長期にわたる催事又はイベントの実施に関するもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか、区長が適当と認める事業

2 補助対象事業は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 第7条第1項に規定する交付の決定の日から当該年度の末日までの期間に実施し、かつ、完了するものであること。ただし、やむを得ない事情がある場合は協議による。
- (2) 本補助事業の目的を踏まえた事業であること。
- (3) 広く区民、観光客等に参加の機会又はサービスを提供するものであること。
- (4) 事業計画、資金計画等が目的を達するために適切であり、かつ、十分な効果が期待できるものであること。
- (5) 営利活動、政治活動又は宗教活動を目的とするものでないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に要する費用のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 委託料
- (2) 工作物の設置等に係る工事費
- (3) 広告費
- (4) 印刷・製本費
- (5) 通信運搬費
- (6) 使用料及び賃借料
- (7) 出演者等の報償費
- (8) 出演者等の旅費
- (9) 翻訳料
- (10) 保険料
- (11) 消耗品等購入費
- (12) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める費用

(交付額等)

第5条 補助金の交付額は、補助対象経費（補助対象事業の実施に当たり、他の補助制度を併用する場合は、当該補助制度の算定の対象となる費用を除く。）から協賛金、参加者負担金等の収入額を控除した額に6分の5を乗じて得た額とし、第3条第1項第1号に定める事業は40万円を限度とし、同項第2号に定める事業は1,000万円を限度とする。この場合において、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

- 2 第3条第1項第2号に規定する事業に係る補助金の交付は、同一の補助対象者（構成員、事業内容等から実質的に同一の団体等と認められる場合を含む。）に対し1年度につき1回限りとする。ただし、区長が必要と認める場合は、この限りでない。

（交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別記第1号様式による補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて、区長が指定する日までに申請しなければならない。

- (1) 別記第2号様式による事業計画書
- (2) 別記第3号様式による事業収支計画書
- (3) 企画書その他の事業の概要を示す書類
- (4) 団体の定款、規約、会則又はこれらに類する書類
- (5) 活動実績、機関紙その他の団体の活動概要を示す書類
- (6) 実行委員会等の場合にあつては、組織体制表及び構成員名簿
- (7) 他の制度による補助金等を併用する場合にあつては、当該補助金等の申請書の写し等
- (8) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

- 2 前項の規定による申請は、第3条第2項第1号ただし書の規定により補助対象事業が2年度以上にわたる場合は、補助金の交付を受けようとする年度ごとに行わなければならない。この場合において、交付する補助金の総額は、前条第1項に規定する額を限度とする。

（交付決定）

第7条 区長は、前条第1項の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、補助金を交付することとしたときは、別記第4号様式による補助金交付決定通知書により、当該申請者に通知するものとする。

- 2 区長は、前項の規定による審査の結果、補助金を交付しないこととしたときは、別記第5号様式による補助金不交付決定通知書により、当該申請者に通知するものとする。

（補助金の辞退等）

第8条 前条第1項に規定する交付の決定を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、補助金の交付を辞退するときは、同項に規定する補助金交付決定通知書を受けた日の翌日から起算して14日以内に、別記第6号様式による補助金辞退届を区長に提出するものとする。

- 2 前項の規定による補助金辞退届の提出があつたときは、当該申請に係る補助金の交付決定はなかったものとみなす。

（補助対象事業の内容の変更）

第9条 交付決定者は、補助対象事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ別記第7号様式による補助対象事業変更承認申請書を区長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りでない。

2 区長は、前項に規定する申請があったときは、その内容を審査し、変更が適当であると認めるときは、別記第8号様式による補助対象事業変更承認書により、当該交付決定者に通知するものとする。この場合において、区長は、必要に応じて条件を付することができるものとする。

(交付決定後の中止等)

第10条 交付決定者が、補助対象事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ別記第9号様式による補助対象事業中止（廃止）承認申請書を区長に提出し、承認を受けなければならない。

2 区長は、前項に規定する申請があったときは、その内容を審査し、中止又は廃止が適当であると認めるときは、別記第10号様式による補助対象事業中止（廃止）承認書により、当該交付決定者に通知する。

(状況報告)

第11条 交付決定者は、補助対象事業の遂行状況に関し、区長が報告を求めたときは、速やかに書面により報告しなければならない。

(遅延等の報告)

第12条 交付決定者は、補助対象事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき、又は補助対象事業の遂行が困難になったときは、速やかにその理由その他必要な事項を書面により区長に報告しなければならない。

(実績報告)

第13条 交付決定者は、補助対象事業が終了したときは、速やかに別記第11号様式による実績報告書に次に掲げる書類を添えて、区長に提出しなければならない。

- (1) 別記第12号様式による事業成果報告書
- (2) 別記第13号様式による事業収支報告書
- (3) 領収書の写しその他の支払等を確認できる書類
- (4) 事業報告書（事業の様子を表す写真、成果物の写真等を含む。）
- (5) 他の制度による補助金等を併用する場合にあっては、当該補助金等の事業収支報告書の写し等
- (6) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第14条 区長は、前条の規定による実績報告書の提出を受けたときは、その内容を審査し、及び必要に応じて現地調査等を行い、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、別

記第14号様式による補助金確定通知書により、交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第15条 交付決定者は、前条の規定による通知を受けたときは、速やかに別記第15号様式による補助金請求書を区長に提出するものとする。

2 区長は、前項に規定する請求を受けたときは、補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第16条 区長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(4) 補助対象者又は補助対象事業の要件を満たさなくなったとき。

(5) 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資すると認められるとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、この要綱又は法令に違反したとき。

2 区長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、別記第16号様式による補助金交付決定取消通知書により、交付決定者に通知するものとする。

3 第1項の規定は、第14条の規定により補助金の額を確定した後においても適用するものとする。

（補助金の返還）

第17条 区長は、前条第1項の規定により交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について既に補助金を交付しているときは、交付決定者に対し、期限を定めてその返還を命じることができる。

2 区長は、前項の規定により補助金の返還を命じるときは、別記第17号様式による補助金返還通知書により、交付決定者に通知するものとする。

（検査）

第18条 交付決定者は、区長が補助対象事業の運営及び経理の状況その他必要な事項について報告を求めたとき、又は区職員をして検査をさせたときには、これに応じなければならない。

（違約金及び延滞金の納付）

第19条 交付決定者は、第17条第1項に規定する補助金の返還命令（以下「返還命令」という。）を受けたときは、その返還命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）に年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

2 交付決定者は、返還命令を受けた場合において、これを納期限までに納付しな

かったときは、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額に年
10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を
納付しなければならない。

（書類の保管等）

第20条 交付決定者は、当該補助対象事業に係る収入及び支出の状況を明らかに
した帳簿を備え、並びに収入及び支出について証拠書類を整理し、当該補助対象
事業が完了した年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

（委任）

第21条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、都
市活性プロジェクト推進室長が定める。

附 則

この要綱は、令和5年6月20日から施行する。

別図（第3条関係）

日本橋川沿いエリア

（日本橋川沿いの市街地再開発事業区域及び一石橋から鰐橋までの日本橋川周辺のエリア）

